

事務連絡
平成23年10月31日

社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

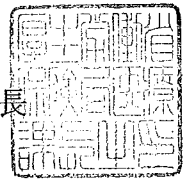
標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発1031第3号
平成23年10月31日

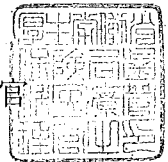
地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」(平成22年3月5日保医発0305第8号)について下記のとおり改正し、平成23年11月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 別表のⅡの130の(2)の③のウを次のように改める。

ウ パーフュージョン型

広い血液灌流域をもつ冠動脈に病変のある患者等に対し、経皮的冠動脈形成術のバルーン拡張時に、冠血流の確保又は血管穿孔に対する血液漏出の一時的な封止を目的に使用するカテーテルであること。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成22年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>(別表)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>130 心臓手術用カテーテル</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経皮的冠動脈形成術用カテーテル</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 機能区分の定義</p> <p>ア 及びびイ (略)</p> <p>ウ パーフュージョン型</p> <p>広い血液灌流域をもつ冠動脈に病変のある患者等に対し、経皮的冠動脈形成術のバルーン拡張時に冠血流の確保を目的に使用するカテーテルであること。</p> <p>エ及びオ (略)</p> <p>(3)~(7) (略)</p> | <p>(別表)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>130 心臓手術用カテーテル</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経皮的冠動脈形成術用カテーテル</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 機能区分の定義</p> <p>ア 及びびイ (略)</p> <p>ウ パーフュージョン型</p> <p>広い血液灌流域をもつ冠動脈に病変のある患者等に対し、<u>経皮的冠動脈形成術のバルーン拡張時に、冠血流の確保又は血管穿孔に対する血液漏出の一時的な封止を目的に使用するカテーテルであること。</u></p> <p>エ及びオ (略)</p> <p>(3)~(7) (略)</p> |